

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年12月2日)

〔 件 名 〕

- 鳥取県人権尊重の社会づくり条例に係る検討の経過等について
【人権・同和対策課課】 ··· 2ページ
- 東京 2025 デフリンピック鳥取県出身選手の大会結果について
【スポーツ課】 ··· 3ページ
- 「温泉文化」がユネスコ無形文化遺産への新規提案案件に決定
【文化財課】 ··· 4ページ
- 県内文化財の新規国登録について
【文化財課】 ··· 5ページ

地域社会振興部

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に係る検討の経過等について

令和7年12月2日
人権・同和対策課

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正について、これまでの検討の経過等について報告します。

1 令和7年条例改正検討の経緯

- 本県においては、平成8年に「人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定し、あらゆる差別の解消や真に尊重される社会づくりを推進している。
- 平成21年には、条例に「人権に関する相談」に関する規定を新たに設け、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を構築し、相談支援を充実することで、人権侵害に直面する県民の救済を図る仕組みを創った。
- 令和3年には、新型コロナ感染症に対する差別や性的指向など、人権問題の多様化、複雑化に対応するため、様々な人権問題を例示（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であること等）し差別を禁止する包括的な条項にするとともに、インターネットやSNS上での差別行為等が大きな社会問題となったことから、インターネット上の行為を含むことを、改めて明示する条例改正を行った。
- インターネット上の差別行為等により人権が侵害され、最悪の場合、命が失われるような深刻な事態が生じる今般の状況に対し、令和7年4月に国は情報流通プラットフォーム対処法を施行し、大規模プラットフォーム事業者に「対応の迅速化」と「運用手続の透明化」等を義務付けるなどの対策を始めているが、本県は法に基づく対処を補完するため、プラットフォーム事業者又は投稿者に対する削除要請等を迅速に行う措置により被害拡大を防止するとともに、削除の実効性を高める公表・過料等の措置により削除の実効性を高めるべく条例改正を行う。

2 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会における検討の経過

- (1) 第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（令和7年10月10日）
9月議会の議論を踏まえ、条例骨子案について検討を行った。
- (2) 第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（令和7年11月6日～11日）
協議会委員個別に回り、条例改正の方向性について意見聴取した。
<主な意見>
 - ・人権侵害に重いも軽いもない。
 - ・相談者への支援から投稿者への働きかけという、相談者に寄り添った対応の流れがよい。
 - ・未成年者への配慮が必要。
 - ・表現の自由に配慮することは必要。
 - ・罰則規定は抑止効果が期待できる。
 - ・インターネットリテラシーの向上を積極的に推進することがポイント。
- (3) 第3回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（令和7年11月26日）
協議会委員からの意見を反映した条例案(概要)を説明し、全会一致で条例改正案に賛成いただいた。
委員からは、「抑止効果への期待」、「インターネットリテラシーの向上」、「未成年への配慮」、「表現の自由への配慮」、「県民（外国籍の方を含めて）への周知」など制度の運用に関する意見や実効性のある体制についての意見もいただいた。

3 県民参画基本条例に基づく県民参画電子アンケートの結果概要

質問	賛成	やや賛成	やや反対	反対
➤ 社会問題となっている、インターネット上で特定個人を対象とした誹謗中傷や差別的な投稿に、県が対応することについてどう思いますか。	73.2%	20.3%	4.7%	1.1%
		93.5%		5.8%
➤ 重大な人権侵害に当たるインターネット上の誹謗中傷等を受けた県民が、プラットフォーム事業者に対して投稿の削除を希望するときに、県が県民の削除要請を支援することを検討しています。このことについてどう思いますか。	71.0%	23.1%	1.6%	1.1%
		94.1%		2.7%
➤ 削除要請を行っても適正な処理がなされない場合は、県が投稿者に投稿の削除を命令することについて、どう思いますか。	69.4%	22.0%	2.9%	2.0%
		91.4%		4.9%
➤ 命令に違反した投稿者に過料などの罰則を科すことについて、どう思いますか。	64.7%	23.4%	2.9%	3.1%
		88.1%		6.0%

東京 2025 デフリンピック鳥取県出身選手の大会結果について

令和 7 年 12 月 2 日
ス ポ 一 ツ 課

東京 2025 デフリンピック (11/15~11/26) に出場した鳥取県出身選手 4 名は、全員入賞する活躍をされたので、概要を報告します。

※初日 (11/15) の開会式には、平井知事が手話を広める知事の会会長として出席し、選手を激励。

＜出場選手の出場種目及び結果＞

前島 博之 選手 (ゴルフ [鳥取市在住])

個人戦	11月 18 日 (火) ~ 20 日 (木)	7 位入賞
混合団体戦	11月 21 日 (金)	8 位入賞



中村 洋三 選手 (ボウリング 鳥取市出身 [大阪府在住])

男子ダブルス	11月 21 日 (金)	予選ラウンド敗退
男子団体戦	11月 23 日 (日)	8 位入賞
混合団体戦	11月 25 日 (火)	予選ラウンド敗退



小林 優太 選手 (ハンドボール 米子市出身 [東京都在住])

予選ラウンド	11月 16 日 (日)	●日本 21 対 30 トルコ
	11月 17 日 (月)	●日本 24 対 27 ブラジル
	11月 19 日 (水)	●日本 10 対 32 ドイツ
決勝トーナメント	11月 21 日 (金)	準々決勝
		●日本 12 対 35 クロアチア
	11月 23 日 (日)	5~8 位決定戦
		●日本 25 対 30 トルコ
	11月 25 日 (火)	7 位決定戦 → 7 位入賞
		○日本 25 対 20 ケニア



※怪我等により 19 日ドイツ戦から控えに回ったが、25 日の 7 位決定戦で復帰。

佐々木 昇 選手 (陸上競技 伯耆町出身 [広島市在住])

10,000m (決勝)	11月 17 日 (月)	10 位
5,000m (予選)	11月 21 日 (金)	予選 1 組 4 位で通過 (2 組中)
5,000m (決勝)	11月 24 日 (月)	5 位入賞



(参考)

東京 2025 デフリンピックに向け、本県で事前合宿した韓国代表チームの成績

- ・ボウリング 金メダル 3、銀メダル 3、銅メダル 4 計 10 個
- ・柔道 金メダル 3、銀メダル 2、銅メダル 4 計 9 個



＜東京 2025 デフリンピック概要＞

- ・大会名：第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025
- ・大会期間：令和 7 年 11 月 15 日～26 日 (12 日間)
- ・競技種目：21 競技 (ゴルフ、ハンドボール、陸上競技、ボウリング、サッカーなど)
- ・開催地：東京都・福島県 (サッカー)・静岡県 (自転車)
- ・参加国：70～80 か国・地域・参加者数：約 6,000 人 (選手約 3,000 人、スタッフ約 3,000 人)

「温泉文化」がユネスコ無形文化遺産への新規提案案件に決定

令和7年12月2日
文化財課

11月28日に開催された国の文化審議会無形文化遺産部会の答申を経て、「温泉文化」が本年度のユネスコ無形文化遺産へ提案する案件に決定されましたのでご報告します。

1 概要

(1) 提案案件の決定内容

令和7年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として「神楽」及び「温泉文化」が決定された。

(2) 今後の予定

令和8年3月末まで ユネスコ事務局に提案書を提出

令和10年12月頃 「神楽」について政府間委員会において審議・決定

令和12年12月頃 「温泉文化」について政府間委員会において審議・決定

2 これまでの活動経過

○「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会は、47都道府県全ての知事が参画し、「温泉文化」を次代へと守り伝え世界に届けるために、登録に向けた推進活動を実施してきた。(平井鳥取県知事は令和6年度から知事の会の会長に着任)

【主な活動】温泉文化の調査研究、普及啓発、機運醸成イベントへの参加（万博）等

○民間団体では、「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産全国推進協議会が、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会を中心に登録実現への署名活動を行い、その数は67万筆を超えるなど、登録に向けた機運が高まっていた。

3 記念セレモニーの開催

温泉文化が新規提案案件に決定されたことを受け、県内の旅館関係者と一緒に以下のとおり記念セレモニーを行いました。

(1) 日 時 令和7年11月28日（金）16時50分から17時10分

(2) 場 所 本庁舎3階 第2応接室

(3) 出席者 平井伸治（「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会会長）
小谷文夫（観水庭「こぜにや」、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長、
鳥取温泉旅館ホテル組合組合長）

田中和子（湯菜花（ゆなか）、吉岡温泉旅館組合組合長）

中島伸之（望湖楼、はわい温泉・東郷温泉旅館組合組合長）

伊坂 博（皆生グランドホテル天水・華水亭、皆生温泉旅館組合組合長）ほか

(4) 概 要

参加者からは、日本の温泉文化が世界で咲き誇れるよう頑張っていきたいなど喜びの声があがり、「温泉文化を世界に発信しよう」の掛け声のもと、今後も力をあわせていくことなどが確認された。

【参考】ユネスコ無形文化遺産とは

ユネスコ（国連教育科学文化機関）で採択（2003年）された「無形文化遺産保護条約」に基づき登録される、世界的に価値が高いとされる芸能や社会慣習、儀式、工芸技術などの「無形」の文化財。（締約国数：184）

＜世界の無形文化遺産＞667件（令和6年12月現在）

- ◆ フランスの美食術（フランス）
- ◆ 春節 新年を祝う中国人の社会的慣習（中国）
- ◆ フラメンコ（スペイン）
- ◆ アルプスでの放牧シーズン（スイス）
- ◆ 和食：日本の伝統的な食文化（日本）
- ◆ フィンランドのサウナ文化（フィンランド）など

県内文化財の新規国登録について

令和7年12月2日
文 化 財 課

令和7年11月21日（金）に開催された国の文化審議会（会長 島谷弘幸 独立行政法人国立文化財機構理事長）は、下記の建造物を国登録有形文化財（建造物）として登録するよう文部科学大臣に答申しました。

記

（1）文化財の名称

久代家住宅主屋、長屋門（日南町霞682番地）1箇所2件

（2）文化財の特徴と評価

○特徴

当家は、日野往来沿いの集落に位置する。主屋は木造平屋建て、一部二階建てで、屋根は急な勾配の金属板葺きとする。江戸後期の建築当初以降、明治と昭和期に複数回増築されており、それぞれの意匠に各時代の好みを反映している。特に江戸時代に建築された座敷では、床脇の上部に神棚を設けており、当地域の特徴となっているほか、一部に皮付の木材を用いて、数寄屋風の上質な意匠となっている。また、主屋の北側に位置する長屋門は、外部は腰下を板張りとし、内部には座敷や物置、馬屋を配する。

長大な長屋門は大庄屋の格式を示し、大規模な主屋とともに地域の歴史的景観をつくっている。

○評価

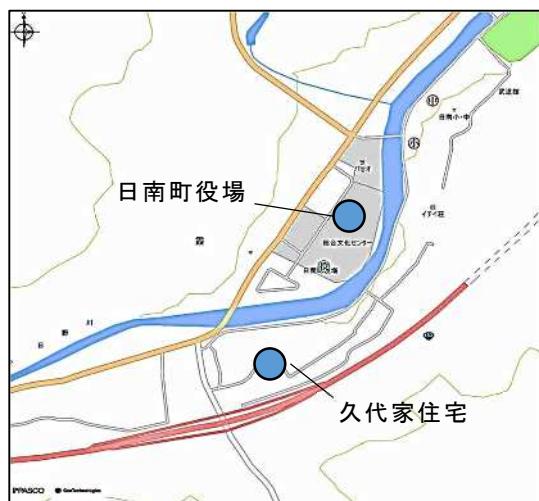
登録基準（1）国土の歴史的景観に寄与するもの

○建築年代

主屋：江戸後期建築/明治後期、昭和前期・30年代・44年増築、平成11年改修

長屋門：明治前期建築/平成11年改修

【位置・写真】





久代家住宅主屋 外観



久代家住宅主屋 座敷内観



久代家住宅長屋門 外観



久代家住宅長屋門 内観

(3) 今回、国で答申が行われる建造物の概要

登録数	今回答申分		累計
	163件		14,780件
時代別登録件数	江戸以前	34件	2,661件
	明治	58件	4,619件
	大正	19件	2,953件
	昭和	52件	4,547件

(4) 鳥取県の状況

鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財総数（今回登録後・未告示含む）

国登録文化財	国指定・選定文化財	県指定・選定文化財	() 内は建造物の数 ※「彫刻及び建造物」 1件含む
(259) 266	(19) 129	(26)※ 336	